

# 鳥取市商工会補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市商工会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、本市域内に存続する商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。以下同じ。）の運営及び小規模事業経営支援事業等を支援することにより、本市商工業の総合的な改善発達に資することを目的とする。

## (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、本市内の商工会とする。

## (補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分は、次のとおりとする。

- (1) 小規模事業経営支援事業に要する経費
- (2) 商工業の振興と安定及び福祉の増進を図るために行う事業の実施に要する経費
- (3) 組織の維持・管理に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

## (補助金の算定)

第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から国、県及び鳥取県商工会連合会の交付する小規模事業経営支援事業費補助金並びに国、県、市及び鳥取県商工会連合会の交付する補助金のうち市長が指定するものの額を控除した額に、同欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第3欄に掲げる額を限度額とする。

## (交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、申請しようとする年度の6月10日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条第4号の市長が必要と認める書類は、補助金所要額調書（様式第1号）とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請にあたり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、

特定収入割合が5%を超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

- 4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

#### （交付時期）

第7条 本補助金は、商工会の運営及び小規模事業経営支援事業が円滑に行われるよう概算払により交付する。

#### （承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）本補助金の2割を超える減額

#### （着手届の提出）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

#### （実績報告）

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、翌年度の4月14日までに提出しなければならない。

2 規則第12条第4号の市長が必要と認める書類は、様式第1号とする。

3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であり、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、様式第2号により速やかに市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

#### （委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月7日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月7日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

| 1 補助対象事業     |                                                              | 2 補助率 | 3 限度額                                                                         |
|--------------|--------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 区分           | 補助対象費目等                                                      |       |                                                                               |
| 第4条第1号に定める経費 | 経営改善普及事業費                                                    | 3分の2  | 当該地域内の商工業者（当該年度の4月1日現在）1事業所当たり5150円で算定した額に、商工会が所管する町について1町当たり103万円で算定した額を加えた額 |
| 第4条第2号に定める経費 | 地域総合振興事業費                                                    | 3分の2  | 商工会が所管する町について1町当たり110万円で算定した額                                                 |
| 第4条第3号に定める経費 | 管理費のうち、旅費、事務費（公租公課を除く）、家屋費、会議費、負担金（県連合会会費を除く）、車両維持費、雑費、消耗備品費 | 2分の1  | 商工会の本所1箇所につき100万円で算定した額                                                       |
| 第4条第4号に定める経費 | 協議により、市長が特に必要と認めた経費及び額とする。                                   |       |                                                                               |

備考 1 「補助対象費目等」の費目は、商工会の予算上の費目による。

2 「商工会が所管する町」とは、平成16年10月31日現在の国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町又は青谷町の区域をいう。

3 別表第4条第1号に定める経費の項から同表第4条第3号に定める経費の項までの3つの区分に係る補助金は、第6条第2項に規定する補助金所要額調書において算定された当該3つの区分の補助金の合計額の範囲内において、各区分の限度額にかかわらず、各区分間での流用ができるものとする。  
ただし、この場合における流用後の各区分の補助金の額は、当該補助金所要調書において算定された当該区分の算定額を上限とする。

(様式第1号：第6条、第10条関係)

年度 鳥取市商工会補助金所要額調書

( 申 請 書 ・ 実績報告書 )

※ いずれかを○で囲む

商工会名：鳥取市○商工会

| 事業名                                                                              | 事業費<br>(円)<br>A | うち補助対象事業費<br>(円)<br>B | 収入額<br>(他補助金等)<br>(円)<br>C | 差引額<br>(円)<br>D = B - C | 補助率<br>E | 算定額<br>(円)<br>F = D × E | 限度額<br>(円)<br>G | 補助額<br>(円)<br>H | 交付決定額<br>(円)<br>I | 差引<br>過不足額<br>(円)<br>J = I - H |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|----------------------------|-------------------------|----------|-------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|--------------------------------|
| 1 第4条第1号に定める経費<br>(経営改善普及事業費)                                                    |                 |                       |                            |                         | 2/3      |                         |                 |                 |                   |                                |
| 2 第4条第2号に定める経費<br>(地域総合振興事業費)                                                    |                 |                       |                            |                         | 2/3      |                         |                 |                 |                   |                                |
| 3 第4条第3号に定める経費<br>(管理費のうち、旅費、事務費(公租公課を除く)、家屋費、会議費、負担金(県連合会会費を除く)、車両維持費、雑費、消耗備品費) |                 |                       |                            |                         | 1/2      |                         |                 |                 |                   |                                |
| 4 第4条第4号に定める経費                                                                   |                 |                       |                            |                         |          |                         |                 |                 |                   |                                |
| 計(1～3の計)                                                                         |                 |                       |                            |                         |          |                         |                 |                 |                   |                                |

- ① 黄色の塗り潰し部分のみデータを入力してください。その他は、自動計算となっています。限度額は、「限度額計算書」のデータが反映されます。
- ② 補助額は、算定額(F)と限度額(G)を比較して少ない方の額とします。
- ③ 総事業費、算定額等で端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てて入力ください。
- ④ 「交付決定額」は、実績報告の時に入力してください。

- 消費税の取扱い  
(一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・  
特定収入割合が5%を超えている公益法人 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)  
※ いずれか該当するものに○をしてください。

(別紙)

限度額計算書 (申請・実績)

※ どちらかを囲んでください。

商工会名： 鳥取市〇商工会

1 第4条第1項第1号に定める経費

|       | 〇町 | 〇町 | 〇町 | 計 | 単価<br>(円) | 金額<br>(円) |         |
|-------|----|----|----|---|-----------|-----------|---------|
| 商工業者数 |    |    |    | 0 | 5,150     | 0         |         |
| 所管する町 |    |    |    | 0 | 1,030,000 | 0         |         |
|       |    |    |    |   |           | 0         | ← 1 限度額 |

2 第4条第1項第2号に定める経費

|       | 〇町 | 〇町 | 〇町 | 計 | 単価<br>(円) | 金額<br>(円) |         |
|-------|----|----|----|---|-----------|-----------|---------|
| 所管する町 |    |    |    | 0 | 1,100,000 | 0         |         |
|       |    |    |    |   |           | 0         | ← 2 限度額 |

3 第4条第1項第3号に定める経費

|     | 計 | 単価<br>(円) | 金額<br>(円) |         |
|-----|---|-----------|-----------|---------|
| 商工会 |   | 1,000,000 | 0         |         |
|     |   |           | 0         | ← 3 限度額 |

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令受経経第 号で交付決定のあった鳥取市商工会補助金について、鳥取市商工会補助金交付要綱第 1 0 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円  
( 年 月 日付け受経経第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）  
金 円
- 5 添付資料
  - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第 1 表）の写し
  - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し